

2月26日(第2日目)

1. 開議並に散會時刻(午前10時50分—午後5時36分)

2. 出席議員は次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	仲村春云	9番	米須清祐	16番	富山伸太郎
4番	佐喜真博祐	10番	仲本正重	17番	坂富盛信
5番	中山勝豊	12番	牛里幸助	18番	福巖盛三
6番	安里良朝	13番	松本利直	19番	宮里敏行
7番	山岡健郎	14番	山本朝徳		
8番	知花云文	15番	天久盛雄		

3. 欠席議員は次の通りである

11番 鹿城清吾

4. 市町村自治法第61条の規定に於て説明のため出席した者は次の通りである

村長 仲村春勝 助役 吳屋真徳 収入役 仲村春松  
 総務課長 松川正義 財政課長 富山全喜 経済課長 澤山五一  
 建設課長 桑江良徳 水道課長 奥里祥俊

5. 本會議の書記は次の通りである

書記 松川正義 書記 吳屋敏 伊佐正義

6. 議事日程は次の通りである

- 日程1 陳情1件 伊佐浜海岸干拓事業の促進方陳情について
- 日程2 議料4件 宜野湾村職員等の旅費に關する条例の訂正並びに
- 日程3 議料3件 宜野湾村公設市場使用料徴収率の訂正

7	會議の顛末 (11月25日(第20日))
議 長	出席12名 議會の成之致しすので、只今別會議 を閉じます (午前10時50分)
1	先日 総務審議にロイヤル女 陳情村長伊佐海岸干拓事 業の促進を陳情を議題と致しす
4	本陳情に対し 撤回願いが参りておりますので、書記 を以て朗読せしめす
5	17.5番の出席を報告致しす
7	お諮り致しす。撤回の理由は、只今書記を以て朗読 せしめらるゝのであります。撤回するに 御異議 ありませんか
11	異議なしと平ぶかあり
14	御異議がなければ、本陳情を撤回するに 致しす 日程本に 議案村長 立野澤村職員等々の振量に關する 条例の一部を改定する 条例に之を 上程致しす 書記を以て朗読せしめす
16	提案者の説明を求めす
村 長	公務に基き 旅行を行う場合、その目的地に達するまでの 交通機関は、時代の進展と共に 発達し、あり、公務 上の旅行においても、その旅行目的におては、いすれの 交通機関でも利用できるように 条例を 整備し、公務 遂行の目的達成を計るに 必要と 感じます 提案に あります。
議 長	質疑を 願ひます。

19 番	別表に於て、日当の之内地と現行との相違に於て、又食卓料に於て、般路のものが、その長に於て説明願います。
総務課長	現行条例には、船賃、車賃の如く、鉄道賃、航空賃等がなかつたので、全交通機関を対象とし、条例を設定すべく下あり。又等級等については、61年度より改正になり、それに基づいて改めである。(今までの一等の二等に、二等の一等に改正)。
	食料については、条例にもある通り、船で旅行する場合夜食であるが、普通は船賃にのみ味をいれて、その下、大さな開きはないと思つて、一律にはある。
19 番	日当の場合内地は受けるが、
総務課長	前1,20円改正をいれておきますので、受けるない。
17 番	第3条の別表に於て、本島内の出張(名護別)をした場合、実質的に支給をいれ、額をいれ、又、宮崎、八重山の場合にどうか。
総務課長	出張の状態におりますか、本島内の場合は、車賃、実費と内地の日当額を支給をいれ、それより名護別当りには宿泊を要する場合は、その額を支給をいれ。
17 番	食卓料に於て、具体的に説明願います。
総務課長	船の旅行の時は、1泊(一夜に2泊)でありますので、本島内の旅行の場合はありません。宮崎、八重山の場合に支給をいれ、それは、船賃、車賃と、同じを要する場合は、航空賃と内地の日当並に、宿泊料を支給をいれ。
12 番	宿泊料に於て、甲地、乙地と別れにあり、日本の場合



	普通1,500円(10月)から2,000円(10月)に上がると思いが
総務課長	現在が国方とでは1,000円(10月)に上がります
12番	目的地に着くまでは良いが、その復向までの状況に おいて行動をした場合どうなるか、
総務課長	出張命令の平流によって違ふと思いが、基準としてはそれ にしておいた方がよいと思つて、
12番	村長とその他の職員の場合、おのれ差があるはずだと 思いが、普通の旅館で1,500円(10月)であればそれで ある程度はカバーして改定するべきだと思
17番	うが、
総務課長	実際は差額が大きいので、新たに検討する必要があ ると思つて、(午後11時43分)
議長	暫休を取ります(午後10時40分)
"	再開致します(午後10時40分)
"	8番の出席を報告致します
10番	旅費支給条例に於いて、他市町村では打切りの研修費 と支給額に違いがあるか、
議長	暫休を取ります(午後10時41分)
"	再開致します(午後10時50分)
17番	職員は別にこの条例の適用を受けるが、職員以外の 議長の場合はどうなるか、別に市に昇格した場合、以 外の人に議長合等、八重山に出張されると思いが、
総務課長	報酬の対象となる人(常勤以外の方)は直針津村報酬及び 用弁費の額並にその支給方法を定める条例第3条の3を

	適用するに当たっては、但し、郡内の場合、費用は横
議長	とて打ち切りにして、30分間の討論に入ります。
"	暫く休憩致します(午後2時52分)
"	再開致します(午後2時55分)
"	質疑打ち切りの声があります。異議なしと叫ぶ声あり。
"	御異議がないので、質疑も打ち切り討論に入ります。
19番	本案は、時限を得た案件でありますので、原案に賛成
議長	致します。
"	外にありません。取り上げ討論を打ち切らうと思っております。
"	異議なしと叫ぶ声あり。
"	御異議がないので、討論も打ち切り、議案4号並鈴濱村
"	職員等の施設に関する条例の一部を改正する条例に付
"	て表決いたします。(午後2時58分)
"	原案に御異議ありません。
"	異議なしと叫ぶ声あり。
"	御異議がないので、議案4号並鈴濱村職員等の施設
"	に関する条例の一部を改正する条例については、原案通り
"	可決を遂げ致します。(午後2時59分)
17番	午後の日程は、これを以って終了と致します。
"	午後2時30分再開する事に致します。
"	休憩致します(午後1時5分)
"	再開致します(午後2時30分)
"	日程は、議案3号並鈴濱村公設市場使用料徴収

	条例設定についてを提致します。
	書状を以て朗読せしめます。
議長	提案者の説明を求めます。
村長	近く公設市場が完成致しますので、使用料徴収条例の設定を以て、これに基づいて市場の運営をスムーズに進めたいと思つて提案に於てあります。宜しくお祈り致します。
議長	質疑を求めます。
8番	第3条は役所の公休日と思つたが、公休の休みは村長の許可を得なければ出来ぬが、又敷金の目的の今までの通例は、使用料を支拂ないでその補償だと思つた。
経済課長	使用料徴収条例でありますので、何れも限度にある休みの公休とは、法定公休である。休業とは業者の都合で休んだ場合を指している。敷金とは、使用料を支拂ないで、又損害賠償等と申す。関連して支拂ないでその中に振付可い。
8番	使用者側が全負休業した場合、収入の算定を予測して定めたいが、又使用料を毎月徴収すると若し支拂ないでどうするが、
経済課長	休業は定めて、近所では、その理由を届出させてやる。若し届出なければ、敷金を取る。
17番	第3条に使用料は毎日その日額を徴収するにしようか。普通家賃等は月額となつて居るので、その方法か。経費は、その毎日で得業だと思つた。



経済課長	人件費等から考えれば月額徴収の方が良いと思いますが、便 用者側としては、毎日徴収の方が良いとの話もありましたので
17 番	毎日徴収と毎月徴収の経費の差から考えれば、毎月徴 収をして、使用料を安くすれば良いと思います。
経済課長	徴収方法については、財政課とも話し合います。毎日徴 収が良いと、又経費の面においては安く済ませたいと思
19 番	条例においては30日以上許可するとは出来ないと、 しかし規則では3ヶ月以上ならなければ、明渡は出来な いとの話があるが、この空間はどうなるか。
	又90日とは、他の市町村の規則を参考にしてもやむを得 ずには、其期間が長くなると思います。
経済課長	この件については、運用の問題がありそうです。一応検討し て見たいと思っております。
	条例は使用料をうかつであるが、運用面については規則 をやって行きたいと思っております。
8 番	30日分の敷金は損害保償等にあてられ、しかし90日以上 は行かないと明渡の請求が出来ないが、60日分の未納は必 ず行かないか、又は行かないか。
経済課長	この件については、検討をしたいと思います。
8 番	賃貸契約がどうか、請書のみでやりますか。
経済課長	契約ではなく、許可でやりますかと思っております。
19 番	お米の坪当り単価はどのくらいあるか。
経済課長	参考資料を参照願います。
議 長	散休惣致します(午後3時6分)

議長	再開致します(午後4時)
"	只今定刻4時であります。後暫(時間延長をしかねると思はれ)
17 番	御異議ありませんか。
	異議ないです。
"	御異議がなければ、後暫(時間延長をする=に)致します。
"	暫休致します(午後4時1分)
19 番	再開致します(午後5時10分)
"	本案件は質疑段階において、継続審議に致します。御異議ありませんか。
	異議ないです。
"	御異議がなければ、議案を3日、新野村公設市場使用料徴収条例設置に付して、継続審議と致します。
"	暫休致します(午後5時12分)
"	再開致します(午後5時35分)
"	本日の会議はこれで終了と致します。尚、明日の午前10時に会議を開くことに致します。
"	散會(午後5時36分)
8 番	
19 番	
議長	再開致します(午後5時36分)